



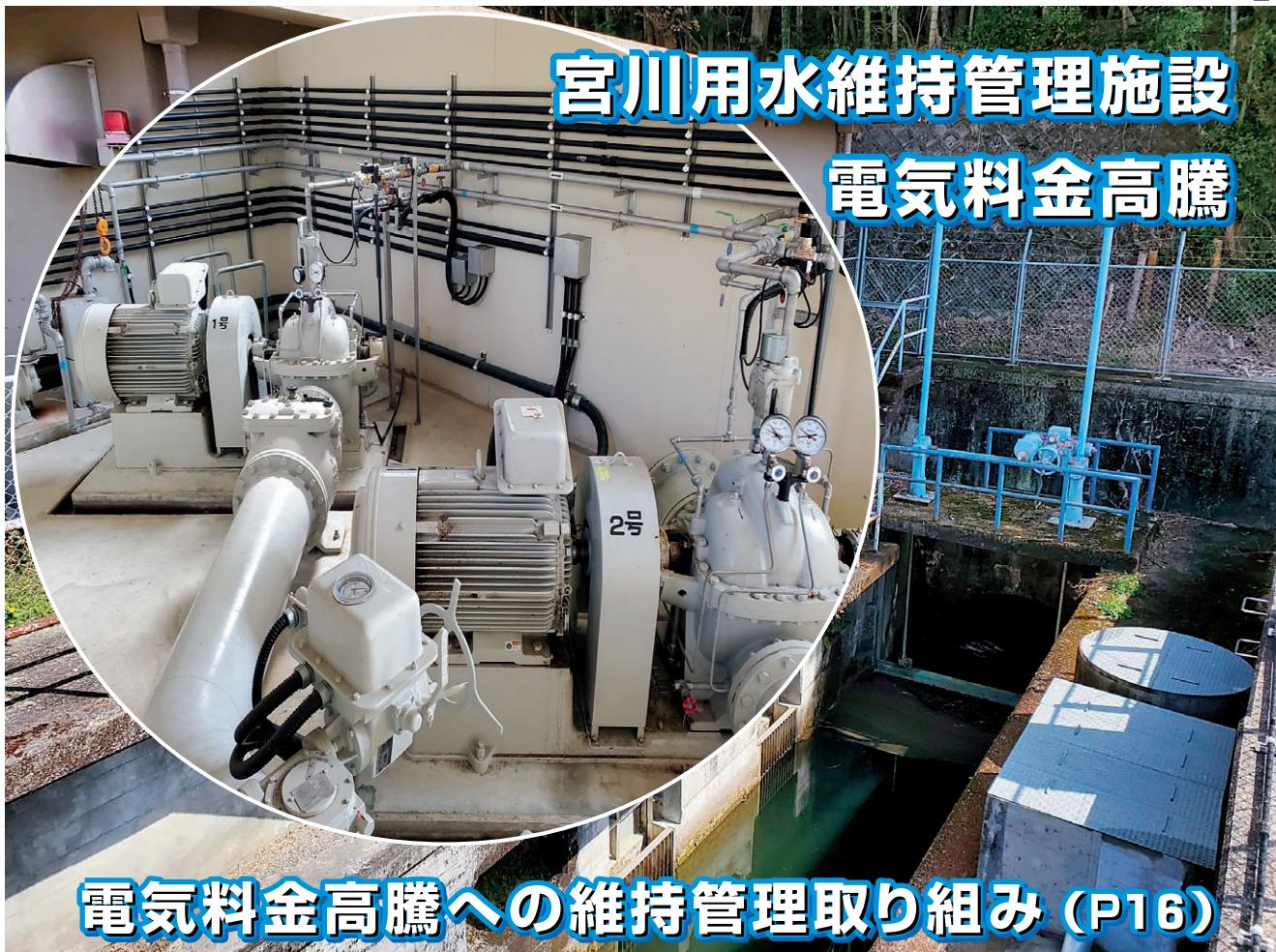
水土里ネット宮川用水

宮川用水土地改良区

発行所
宮川用水土地改良区
三重県伊勢市河崎1丁目11-8
 ●管理課 管理係 ☎ 0596-28-6155
 施設係 ☎ 0596-28-6155
 工事係 ☎ 0596-28-6156
 ●総務課 賦課徵収係 ☎ 0596-28-6157
 総務係 ☎ 0596-28-6177
 ●http://miyagawa.cc ●e-mail info@miyagawa.cc
 印刷 (有)ミナミ印刷

宮川用水土地改良区

検索



● 令和5年度 賦課金及び決済金について

詳細は5・8・9ページをご覧ください。

令和5年度の賦課金額及び決済金額が決まりました。

● 県営事業及び土地改良区の事業について

詳細は10・11ページをご覧ください。

宮川用水管内で実施中の工事状況等です。

● 防災訓練の実施について

詳細は12ページをご覧ください。

図上訓練及び実地訓練を実施しました。

● 給水利用の分散化・掛け流し禁止のお願い

詳細は13ページをご覧ください。

限られた水資源の有効活用にご協力ください。

● 電気料金高騰に伴うポンプ運転方法の見直しについて

詳細は16ページをご覧ください。

節電・節水(ポンプ運転管理)への取り組みにご協力下さい。

理事長挨拶



宮川用水土地改良区の組合員の皆さまには、平素から当土地改良区の運営はもとより、事業の推進等にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向に転じており、三重県内においても、同様に減少している状況にあります。改めて、昼夜を分かたずご尽力いただいた医療従事者など関係の皆様に対し、心から御礼申し上げます。これから春を迎える、様々な行事を通じて人との交流が増える時期となりますが、当土地改良区では、こまめな手洗い、室内の換気など、日々の基本的な感染防止対策に努めてまいりたいと考えています。

先般3月29日に開催された第67回通常総代会は、感染リスクを最小限にとどめるため、規模を縮小して開催し、令和5年度予算案を始めとする15議案を可決成立させて頂きました。厳しい財政状況の中、賦課金につきましては据え置きとさせていただきましたが、今後、中長期的に財政基盤を強化するための検討を進めてまいります。

さて、甚大な被害をもたらすとされる南海トラフ地震については、政府の地震調査委員会が昨年の1月にマグニチュード8から9クラスの地震の40年以内の発生確率が90%程度と高確率に見直しをしており、いよいよ緊迫した状況を迎えつつあります。

中央管理事務所が立地する伊勢市河崎は南海トラフ地震発生時の津波により30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域、いわゆる「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されていることから、被災後の早期復旧・事業再開に向けた事業継続計画、通称BCP(ビーシーピー)計画を、地震対応だけでなく豪雨災害時等の対応も含め、より実践的な計画になるよう、基本計画の見直しを行い、公共性の高い施設であることを再認識し、来るべき災害に万全の体制を整えたいと思っています。

また、財務状況の把握と透明性確保、運営基

理事長 奥山伊助

盤強化のため、令和4年度から本格的な複式簿記への移行を行いました。それに伴い、財務諸表等のさらなる信頼性の確保のため、公認会計士と監査契約を締結する事と致しました。当該会計士は税務申告の補助や内部コンサルティングにも十分な知見を有しております、会計業務以外でも土地改良区の内部統制の構築や維持、改善の提案を受けることができるものと考えております。

昨年、ウクライナで勃発したロシアによる侵攻により様々な物価が高騰し、世界的に大きな影響をもたらしています。当土地改良区におきましても、電気料金の大幅な高騰の影響を受け維持管理費が増大しています。皆さまには電力使用量低減のためのご協力をお願いさせて頂きながら、電気料金高騰に対応するため、国及び県に陳情活動を行った結果、限定的ではありますが支援制度が創設されました。いずれにしましても、様々な施策を活用しこの厳しい状況を乗り越えていきたいと考えております。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題に加え、コロナ禍の中、農産物の需要減少の影響を受けて価格が低迷するなど、これまで以上に大変厳しい状況にあります。地域の基幹産業である農業の発展に向け、用水の安定供給という組合員の皆さまの負託に応えられるよう、一層努めてまいります。

結びに組合員の皆さまには、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。



挨拶



東海農政局 農村振興部長 寺尾 和彦

宮川用水土地改良区の奥山理事長をはじめ、組合員の皆様方におかれましては、日頃より宮川用水施設の維持管理に御尽力いただきとともに、地域農政の推進、とりわけ農業農村整備事業の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、昨年度は、国営施設応急対策事業「宮川用水地区」の事業完了を無事迎えることができ、これも組合員の皆様のご協力によるものだと、改めて感謝申し上げます。

さて、我が国の食と農業をめぐる情勢は、世界的な人口増加などに伴う食料需要の拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵略により、食料や生産資材の価格が高騰するなど、食料安全保障上のリスクが顕在化しております。

こうした課題に対処するため、農林水産省におきましては、令和4年度第2次補正予算により、肥料や配合飼料、燃油などの価格高騰対策のほか、輸入食料や輸入生産資材への過度な依存を低減する構造転換対策を講じるとともに、農林水産物・食品の輸出促進、「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境負荷低減の取組推進、これらを進めるための土台となるスマート農林水産業などの施策についても着実に実行してまいります。

これらの施策を実行するため、令和5年度農林水産関係予算として総額2兆2,683億円を計上しており、このうち、農業農村整備事業については、農業の競争

力強化や農村地域の防災・減災、国土強靭化を実現するため、農地の大区画化や畠地化・汎用化、農業水利施設の長寿命化やため池等の豪雨・地震対策として4,457億円を計上しており、現在、国会において審議されているところです。

次に、食料・農業・農村基本法は、制定から約20年が経過し、生産者の減少・高齢化や国内市場の縮小、世界的な食料需要の拡大や気候変動への課題に対応するため、改正を見据えた総合的な検証・見直しの検討が行われているところであります、国民的コンセンサスの形成に努めながら、本年6月を目指して新たな展開方向を取りまとめることとしております。

土地改良区につきましては、第5次男女共同参画基本計画において、女性理事の割合を10%以上とするなど具体的な数値目標が掲げられております。

この男女共同参画に係る取組は、国や地方自治体のみならず民間企業も含めて推進しておりますが、土地改良区における組織運営の体制強化を図る観点からも重要な取組であるため、是非とも積極的な推進をお願いいたします。

東海農政局といたしましては、引き続き、地域の皆様の声を丁寧にお聞きしながら、地域の農業の発展、農村の振興にむけた予算の確保や各種施策の推進に努めてまいりますので、農政への御支援方よろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、宮川用水土地改良区の益々の御発展と、皆様方の御健勝を祈念申し上げます。

(令和5年3月吉日)



三重県農林水産部 部長 中野 敦子

宮川用水土地改良区の組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、県農政、とりわけ農業農村整備の推進に格別のご支援とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

宮川用水土地改良区におかれましては、一級河川宮川を中心とした伊勢平野の農地に農業用水を供給するための農業水利施設の管理を通じ、農業生産だけでなく、地域コミュニティの維持にも大きく貢献いただいているいます。

さて、ウクライナ情勢や円安など、不安定な世界情勢を背景とする燃料や資材の価格上昇、電力料金の急激な高騰を受ける中、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮が注目されており、農業の持続的な発展に向けた取組が、ますます重要となっています。

このような中、本県の農業農村整備事業予算は、「三重県農業農村整備計画」に基づき、農業生産性の向上、安全・安心な農村づくり、地域の特性を生かした農村

の振興を図るため、令和5年度当初予算として74億円が県議会で可決され、令和4年度補正予算と併せますと、前年度を上回る117億円が確保されました。

宮川用水管内におきましても、この予算を活用し国営事業の効果をより一層高めるため、宮川左岸地区において支線用水路のパイプライン化工事を計画的に進めるとともに、宮川1工区において旧管撤去工事を実施し、営農の合理化と農業経営の安定を図ってまいります。

また、施設管理の体制強化に向け、令和5年度から、新たに水利施設管理強化事業を活用した支援を行ってまいります。

今後も効果的かつ効率的な予算の活用に加え、国の動向を踏まえた計画的な事業実施と早期の効果発現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

最後になりますが、宮川用水土地改良区の益々の発展と、組合員の皆様方のより一層のご活躍を心からお祈り申し上げます。

第67回 通常総代会 開催

令和5年3月29日(水)、宮川用水土地改良区中央管理事務所において第67回通常総代会が開催されました。

今回の総代会は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、総代全員参集による開催は見送り、規模を縮小し、書面議決を中心とした方法で実施されました。

会議では次の議案が審議され原案どおり可決、承認されました。

第1号議案	令和4年度一般会計第2回収支補正予算の専決処分の承認について
第2号議案	令和4年度一般会計第3回収支補正予算の議決について
第3号議案	令和4年度一般会計予算繰越事業の議決について
第4号議案	令和4年度借入金の変更に関する事項の議決について
第5号議案	令和5年度施行土地改良施設維持管理適正化事業実施計画の議決について
第6号議案	令和5年度一般会計収支予算の議決について
第7号議案	令和5年度発電事業特別会計収支予算の議決について
第8号議案	令和5年度賦課金に関する事項の議決について
第9号議案	令和5年度加入金額の議決について
第10号議案	令和5年度借入金に関する事項の議決について
第11号議案	令和5年度金銭預入先金融機関の議決について
第12号議案	令和5年度地区除外等決済金額の議決について
第13号議案	宮川用水土地改良区規約の一部変更の議決について
第14号議案	宮川用水土地改良区会計細則の一部変更の議決について
第15号議案	役員の補欠選任について



土地改良功労者表彰

第67回通常総代会において土地改良功労者表彰の伝達が行われました。（敬称略）

- 永年勤続15年表彰 理事 杉浦 勝治（伊勢市）
- 永年勤続15年表彰 監事 扇田 榮夫（多気町）
- 永年勤続25年表彰 職員 樋口 大介

新理事紹介

3月29日に開催された第67回通常総代会において欠員であった理事選任が行われ、新理事が選出されました。

林慶達氏（伊勢市小俣町）

宮川用水土地改良区役員の任期満了について

現在の理事、監事は、令和5年10月25日をもって任期満了となります。

よって、新役員の方々は、各選挙区の代表者から推薦して頂くことになります。

各被選任区の定数は、次のとおりです。

被選任区	被選任区域	理事	監事
第1被選任区	伊勢市	10人	2人
第2被選任区	度会郡玉城町	4人	1人
第3被選任区	多気郡多気町、明和町、大台町	5人	1人
員外		5人	
計		24人	4人

【お悔やみ】

当土地改良区の理事であられました、辻経生氏（伊勢市小俣町）が令和4年9月17日ご逝去されました。ここに生前のご功績に対し深甚なる敬意と感謝を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

令和5年度 賦課金額 年額 **6,400円/10a**

区分 経常賦課金 3,450円 事業賦課金 2,950円

3月29日に開催の第67回通常総代会で決定されました。

令和5年度 賦課金納付期日

●第1期 令和5年5月1日 ●第2期 令和5年10月31日

年額賦課金が10,000円以下の場合は、第1期で徴収します。

賦課金の納入には口座振替が便利です

1. 納付のたび、金融機関へ出向く必要がありません。
2. 期日ごとに口座振替され、納付忘れがなく確実です。
3. 手数料はかかりません。（土地改良区が負担します）

口座振替依頼書は、
土地改良区にございます。
下記までお問い合わせください。

便利！

安心！

取扱金融機関（納付場所）

J A伊勢・J A多気郡(本店除く各支店)・東日本信漁連

百五銀行・三十三銀行・桑名三重信用金庫・ゆうちょ銀行

※百五・三十三・桑名三重信・ゆうちょの窓口での納付は、手数料がかかります。

賦課金に関するよくあるご質問 Q&A

Q1 「用水を利用していない」「耕作放棄地になっている」このような場合でも賦課金を払わないといけないのですか？

A 賦課金は、水道のように使用量により賦課されるのではなく、施設の維持管理費や事業に係る償還金等に必要な経費を地区内の農地につき、地積割で賦課されますので、賦課金をお支払いいただく必要があります。

Q2 賦課金を滞納するとどうなりますか？

A 期限内に納入できない場合、督促措置（督促状の発行）を行います。それでも納入されない場合は土地改良法第39条の規定により理事会で議決された組合員に対して財産を差し押さえる滞納処分を行うことになります。

Q3 賦課金通知書がいくつも来ますがなぜですか？

A 地元の土地改良区からも賦課金通知書が発行されます。用水は、頭首工から幹線水路、支線水路など多くの施設を経由して農地へ届けられます。頭首工や幹線水路等は宮川用水土地改良区、支線水路等は地元の土地改良区が維持管理を行っており、それぞれ必要な経費を徴収しています。

Q4 土地を貸付しており、賦課を耕作者へ変更できませんか？

A 所有者、耕作者どちらでも組合員資格を取得された場合は、農地得喪通知書を土地改良区へ届出頂く事で、変更できます。
くわしくは、P8の「こんな時は届出をお願いします」をご覧下さい。

令和3年度 収支決算書

(令和4年9月29日 第61回臨時総代会承認)

(単位 円)

一般会計

収 入		支 出	
科 目(款)	決算額	科 目(款)	決算額
1. 組合費収入	267,372,240	1. 事務費	65,421,654
2. 財産収入	622,384	2. 事務所費	1,534,834
3. 補助金収入	41,534,900	3. 事業費	59,640,309
4. 雑収入	6,645,261	4. 維持管理費	110,408,868
5. 受託金収入	0	5. 他会計繰出金	23,000,000
6. 使用料収入	2,191,305	6. 借入金	224,123,163
7. 借入金収入	260,937,000	7. 負担金	94,328,344
8. 繰入金	45,426,000	8. 諸費	7,807,316
9. 繰越金	20,774,626	9. 予備費	0
合計	645,503,716	合計	586,264,488
		差引残高	59,239,228円(次年度へ繰越)

財産目録 (令和4年3月31日調整)

(資産の部)

1. 流動資産 113,306,258円
2. 固定資産 1,389,065,246円

(負債の部)

1. 流動負債 28,556,193円
2. 固定負債 1,777,973,508円

合計 1,502,371,504円

合計 1,806,529,701円

特別会計 (令和4年3月31日調整)

1. 令和3年度発電事業会計収支決算報告

収入 93,203,563円 支出 75,452,106円 差引残高 17,751,457円

2. 令和3年度太陽光発電事業積立金収支決算報告

収入 87,342,252円 支出 0円 差引残高 87,342,252円

3. 令和3年度備荒積立金収支決算報告

収入 165,930,006円 支出 0円 差引残高 165,930,006円

4. 令和3年度廃改築等積立金収支決算報告

収入 177,024,490円 支出 0円 差引残高 177,024,490円

5. 令和3年度職員退職手当積立金収支決算報告

収入 164,279,866円 支出 21,640,600円 差引残高 142,639,266円

6. 令和3年度地区除外等決済金積立金収支決算報告

収入 457,861,105円 支出 198,254,000円 差引残高 259,607,105円

令和5年度 収支予算書

(令和5年3月29日 第67回通常総代会議決)

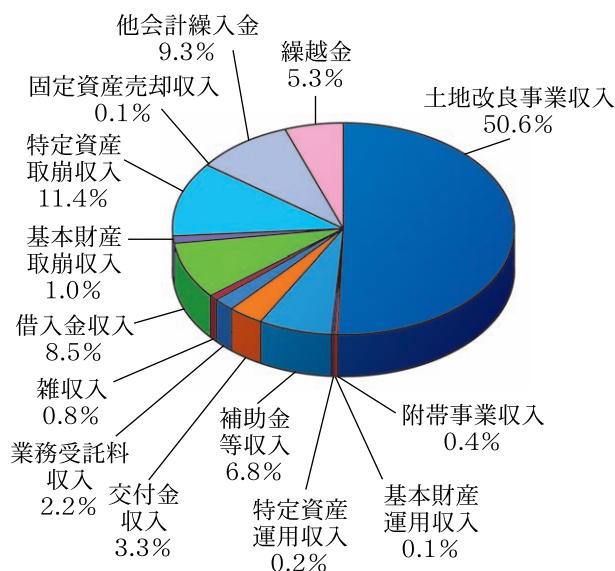
令和4年度予算から新会計基準に基づき予算科目等の名称変更及び発電事業会計を除く5つの特別会計は一般会計において計上することになりました。

一般会計

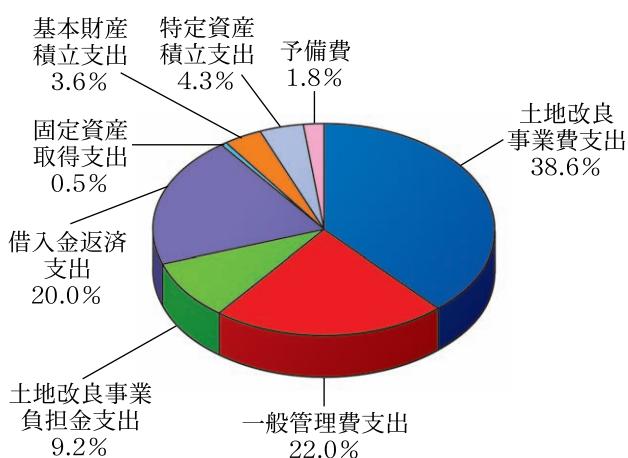
(単位 千円)

科 目(款)	予 算 額	科 目(款)	予 算 額
1. 土地改良事業収入	285,709	1. 土地改良事業費支出	218,275
2. 附帯事業収入	2,200	2. 一般管理費支出	124,193
3. 基本財産運用収入	184	3. 土地改良事業負担金支出	51,836
4. 特定資産運用収入	1,181	4. 借入金返済支出	113,073
5. 補助金等収入	38,784	5. 固定資産取得支出	3,010
6. 交付金収入	18,900	6. 基本財産積立支出	20,186
7. 業務受託料収入	12,200	7. 特定資産積立支出	24,236
8. 雑 収 入	4,366	8. 予備費	10,000
9. 借入金収入	48,128		
10. 基本財産取崩収入	5,600		
11. 特定資産取崩収入	64,629		
12. 固定資産売却収入	320		
13. 他会計繰入金	52,695		
14. 繰 越 金	29,913		
合 計	564,809	合 計	564,809

一般会計収入



一般会計支出



特別会計

1. 令和5年度発電事業会計収支予算書

収 入 84,795千円 支 出 84,795千円 次年度繰越 0千円

こんな時は必ず届出をお願いします

組合員の資格等の変更があった場合

相続・贈与・経営移譲等

農地の売買・交換・貸借等があった場合

住所の変更をする場合



農地得喪通知書を提出して下さい

土地改良区の台帳は他の公共機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても直接、農地得喪通知書による届出をいただきませんと更新できません。届出がないと賦課金は従来の組合員に賦課されますので、ご注意ください。

届出が必要

記入例

宮川用水土地改良区地区内農地得喪通知書

下記により資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項により通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名称	事項	住 所	氏 名	印	生 年 月 日
現資格者	伊勢市河崎1丁目11番8号 〒516-0009 Tel: 0596(28)6177	番地	宮川 太郎 男	宮川	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
新資格者	多気郡大台町粟生159番 〒519-2428 Tel: 0598(83)2041	番地	粟生 花子 女	粟生	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

[宛先] 宮川用水土地改良区理事長

1. 地区内農地得喪の対象たる土地、原因及び時期

現資格者が資格を有する土地全部

現資格者のすべてを引継ぐ場合は、
✓を入れ、原因および時期をお書き下さい。

原因【 死亡・相続・経営移譲等】

※いずれかを
選択して下さい。

時期【 令和〇〇年〇〇月〇〇日】

現資格者の土地の一部を取得される場合は、

下記のとおり

✓を入れ、下段へ対象の土地および

必要事項をお書き下さい。

市 町	大 字	小 字	地 番	地 目		原 因	時 期	摘 要
				台 帳	現 況			
明和町	池村	惣田	1738-2	田	田	1,000	1,000	相続 令和〇〇年〇〇月〇〇日
								原因は死亡・ 売買・相続等

※ご注意下さい 滞納賦課金は新しい組合員が負担



売買や相続等で土地を取得される場合、土地改良法第42条第1項の規定により、
新しい組合員が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金が
ある場合は継承することになりますので売買契約等をする場合は、ご注意下さい。

農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地(道路・河川・公園等)へ転用・寄付する場合



**「農地転用等の通知書」等を提出し
地区除外の手続きを行って下さい**

地区除外には、決済金の納付が必要です。

決済金とは?

令和5年度 決済金額 264円/m²

残存農地を所有(耕作)する組合員が加重負担にならないように土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程により、事業負担金・施設の維持管理費等を一時払いをもって決済していただくものです。

(第1号様式)

記入例 農地転用等の通知書等

このたび下記の土地についての農地法第5条第項第号の規定による許可の申請にあたり、地区除外等処理規程に基づきあらかじめ通知します。

なお同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付しますから地区除外を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

転用組合員
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
氏名 宮川 太郎 (宮川)
転用関係者
住所 多気郡大台町栗生159
氏名 栗生 花子 (栗生)
決済者
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
氏名 宮川 太郎 (宮川)

宮川用水土地改良区
理事長 奥山 伊助 様

記
1 土地 市 明和 於大字 池村

字名	地番	地目	面積	種類	転用目的	備考
惣田	1738-2	田	1,000m ²	1,000m ²	住宅建築	
				以下余白		

2 公園写

3 位置図

4 農業委員会(県知事)に転用許可申請書を提出しようとする日

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は収穫の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

*申請人又は代理人連絡先

(第1号様式の添付書類)

記入例 許 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付私等申出の貴土地改良区区域内明和町1738-2番地外筆(総数1,000m²)の農地転用に關し、農地法第5条の許可を受けるについては、下記事項を遵守することを誓約いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

転用組合員
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
氏名 宮川 太郎 (宮川)
転用関係者
住所 多気郡大台町栗生159
氏名 栗生 花子 (栗生)
決済者
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
氏名 宮川 太郎 (宮川)

宮川用水土地改良区
理事長 奥山 伊助 様

- 記
- 1 宮川用水土地改良区地区除外等処理規程第6条による決済金は、貴土地改良区の指示される期限内に納入します。
 - 2 農地転用に起因し、国費、県費等の補助金返還を命ぜられたときは、当該地に相当する額につき決済義務者において納付するとともに、貴土地改良区の事業計画に変更を生ずる場合は、原因者においてその増加費用額を納付します。
 - 3 当該土地が、将来、宮川用水事業に影響をおよぼすと認められる場合には、全面的に協力します。
 - 4 転用農地内に現存する農業用施設をき損したときは損害賠償の責に任じます。
 - 5 転用農地内に現存する農業用施設の維持管理を害さないための工事を実行します。
 - 6 宮川用水路における排水および汚物等の投棄の禁止
 - 7 この誓約に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議ありません。

農業用倉庫等、農業経営に必要な施設への転用についても、地区除外する場合は手続きを行って下さい。

各種申請書は、土地改良区にあります。下記の連絡先までご連絡下さい。
ホームページからもダウンロードできます。

お問合せは 賦課徴収係 TEL 0596-28-6157

国営関連県営事業の状況

伊勢農林水産事務所 宮川用水室

※平成23年度に国の事業名が変更されていますが、旧事業名を用いています。

1. 県営かんがい排水事業 宮川1工区地区

内容：西外城田原線、西外城田土羽線、多気線、相可線、

土羽1号線、土羽2号線のパイプライン更新工事

工期：H21～R6（予定）受益面積 430.2ha

関係市町：玉城町、多気町

(単位：千円、%、m)

	全 体	R3年度まで	R4年度	R5年度以降
事 業 費	3,523,344	3,081,194	149,000	293,150
進捗率(%)		87.5	91.7	
用水路(m)	16,069	16,069	1式	1式

2. 県営かんがい排水事業 宮川4工区地区

内容：県営東豊浜線、御園2・3号線、

大湊線・浜郷線のパイプライン更新工事

工期：H18～R5（予定）受益面積 611.4ha

関係市町：伊勢市

(単位：千円、%、m)

	全 体	R3年度まで	R4年度	R5年度以降
事 業 費	5,928,783	5,902,734	25,500	549
進捗率(%)		99.6	100.0	
用水路(m)	11,835	11,556	1式	1式

3. 農業水利施設保全合理化事業 宮川左岸地区

内容：県営城田線・城田1号線・城田2号線・城田2号支線
粟野支線・下外城田線及び末端用水路の

パイプライン更新工事

工期：H26～R8（予定）受益面積 675.3ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円、%、m)

	全 体	R3年度まで	R4年度	R5年度以降
事 業 費	5,709,400	2,937,000	740,000	2,032,400
進捗率(%)		51.4	64.4	
幹線用水路(m)	15,800	10,369	1式	5,431
支線用水路(m)	37,900	8,113	10,061	19,726

4. 農村地域防災減災事業 城田・下外城田地区

内容：石綿管を更新することにより、石綿に起因する影響を
未然に防止するとともに、農業経営の安定を図る。

工期：H26～R5（予定）受益面積 229.4ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円、%、m)

	全 体	R3年度まで	R4年度	R5年度以降
事 業 費	1,881,000	1,600,139	26,000	254,861
進捗率(%)		85.1	86.5	
支線用水路(m)	34,180	28,333	1式	5,847

5. 農業水利施設保全合理化事業 有爾中・明星地区

内容：県営明星2号線・明星2号支線

中村池線のパイプライン化工事

工期：H27～R4 受益面積 59.0ha

関係市町：明和町、伊勢市

(単位：千円、%、m)

	全 体	R3年度まで	R4年度	R5年度以降
事 業 費	706,500	467,000	35,000	204,500
進捗率(%)		66.1	71.1	
用水路(m)	3,419	3,419	1式	0

6. 農業水利施設保全合理化事業 斎宮第2地区

内容：県営上村線のパイプライン化工事

工期：H27～R5（予定）受益面積 80.7ha

関係市町：明和町、多気町

(単位：千円、%、m)

	全 体	R3年度まで	R4年度	R5年度以降
事 業 費	1,010,400	853,500	73,500	83,400
進捗率(%)		84.5	91.7	
用水路(m)	3,122	2,787	1式	1式

土地改良区事業の状況

老朽化した用水施設の補修工事を行っています。

1. 土地改良施設維持管理適正化事業

- 43期生 上第2揚水機場（伊勢市地内）
- ※44期生 御園3号線揚水機場（伊勢市地内）
- 46期生 森地区揚水機場（伊勢市地内）

※令和5年度へ繰越

- 操作盤・弁類・配管類等の更新
- 操作盤・小配管類等の更新
- 水中ポンプ・操作盤・配管類等の更新



2. 農業水路等長寿命化・防災減災事業

- 浜郷地区 浜郷地区用水路（伊勢市地内）
- 東豊浜地区 東豊浜地区用水路（伊勢市地内）
- 西外城田地区 西外城田揚水機場（多気町地内）

- 用水路の更新、制水弁・空気弁の整備補修
- 用水路の更新
- ポンプ制御機器・計装機器類等の更新



3. 県単予防保全調査・補修事業

- 西豊浜地区 西豊浜地区揚水機場（伊勢市地内）

- 水中ポンプ・配管類の更新



令和4年9月1日 防災訓練を実施しました

自然災害（地震・津波等）により土地改良施設が被災した場合、被災場所や施設の特性により対応方法は様々です。「防災訓練を通して有事の際に備えます。」

① 図上訓練

発災時には、初動対応をスムーズに行うことで被害軽減や早期復旧にも繋がります。対応方法について図上訓練を行いました。

- 連絡体制確認
↓
- 被害状況確認
↓
- 対応方法確認



(図上訓練状況)

② 実地訓練

発災時には、停電により現地にて電動施設の緊急手動操作を行う必要があります。操作手順について実地訓練を行いました。

- 安全確認演習
↓
- 安全確保演習
↓
- 緊急操作演習



(実地訓練状況)

宮川用水土地改良区配水計画

近年、担い手の拡大に伴い、耕作者の水需要が多様化しています。これらの水需要形態に対応するため、利水調整規程に基づき配分調整ルールを定めました。

(1) 粿生頭首工における取水量及び取水期間

最大取水量及び最大使用水量等は次のとおりとする。

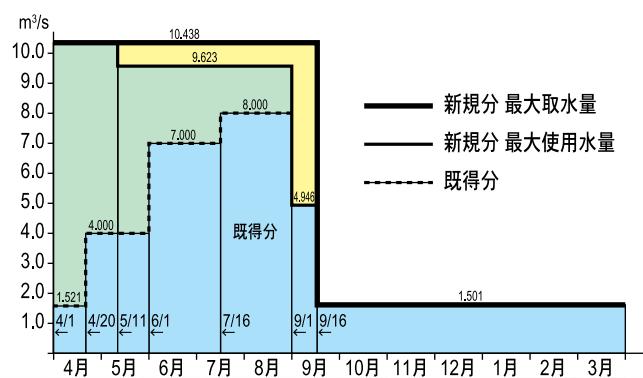
1) 最大取水量

期 間	最大取水量
4月 1日から9月15日まで	10.438m³/s
9月16日から3月31日まで	1.501m³/s

2) 最大使用水量

期 間	最大取水量
4月 1日から5月10日まで	10.438m³/s
5月11日から8月31日まで	9.534m³/s
9月 1日から9月15日まで	4.946m³/s
9月16日から3月31日まで	1.501m³/s

3) 年間総取水量 85,122,000m³



(2) かんがい期間

1) 夏期かんがい期間 ●4月1日から9月15日まで

(通水準備期間:4月1日から4月10日) (本通水期間:4月11日から9月15日まで)

2) 冬期かんがい期間 ●9月16日から3月31日まで

給水利用の分散化・掛け流し禁止のお願い

水は限りある資源です。安定的な通水が可能となるよう、日頃から節水にご協力頂くとともに、給水利用の分散化や掛け流しの禁止をお願いします。

水管理・徹底！

(みずみはんさく)

昔からの言葉『水見半作』



稲作の水管理の大切さは「水見半作」と言われ
水の管理は稲作の半分を占めるほど重要な作業

傾向

代掻期：代掻きの分散化により給水利用も分散
出穂期：掛け流しの増加により給水利用が集中

水が届かない原因



- 給水利用の集中
- 掛け流しの増加
- 水尻管理の悪化

我田引水から共存共栄へ

水を届ける方法



- 給水利用の分散
- 給水管理の徹底
- 水尻管理の徹底



共生頭首工

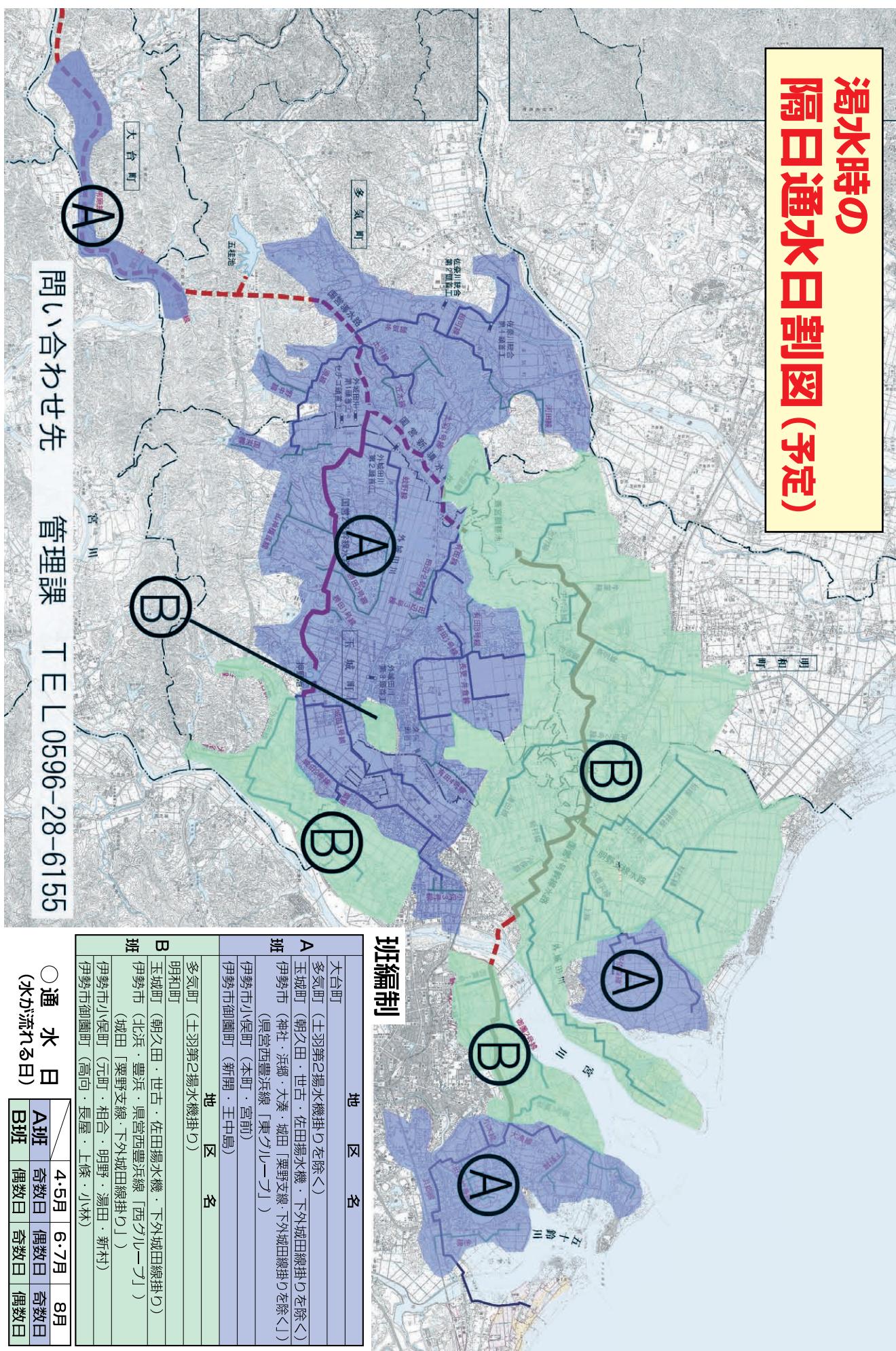
(宮川から取水)

分水工

(農地へ配水)

- 宮川から取水し一年間に使用できる水量が決められています。
- 各分水工から配水（供給）する施設の機能（能力）には限界があります。
- 各農地（地域）で給水利用（需要）を分散することで宮川用水が行き渡ります。
- 水管理（給水・排水）の徹底により水資源の有効利用が図られます。

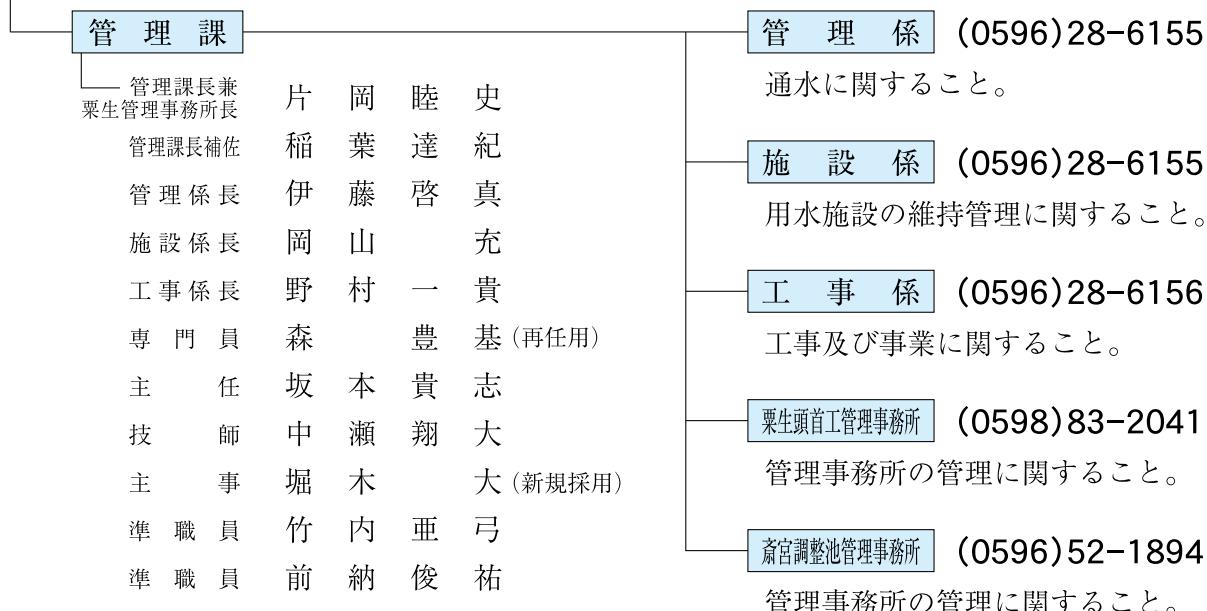
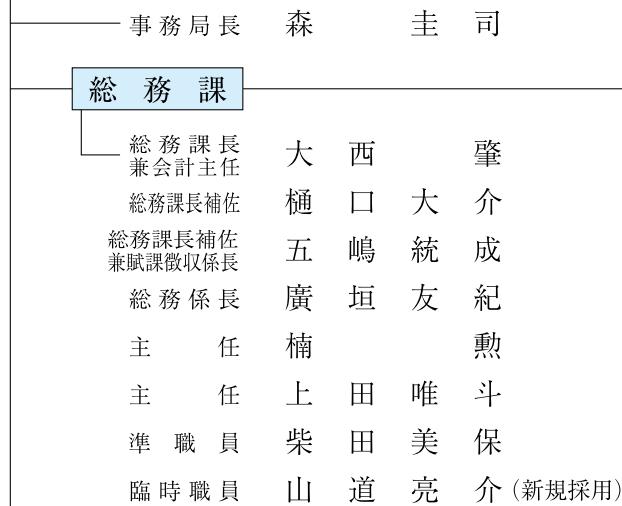
漏水時の 隔日通水日割図(予定)



宮川用水土地改良区 事務局の体制

令和5年4月1日現在

事務局



中央管理事務所 (伊勢市河崎1丁目11番8号)

- ☆通水に関すること : 管理係 TEL 0596 28-6155
- ☆用水施設の維持管理に関すること : 施設係 28-6155
- ☆工事及び事業に関すること : 工事係 28-6156
- ☆賦課・徴収・農地転用等に関すること : 賦課徴収係 28-6157
- ☆その他上記係に属さないこと : 総務係 28-6177

FAX 0596 28-9083

※漏水等の緊急連絡 : 0596-28-6155

(斎宮調整池管理事務所へ転送されることがありますのでご了承下さい。)

栗生頭首工管理事務所 TEL 0598-83-2041 FAX 0598-83-2017
斎宮調整池管理事務所 TEL 0596-52-1894 FAX 0596-63-8324

電気料金高騰に伴うポンプ運転方法の見直し

電気料金高騰により節電・節水への取り組み強化が必要となっています。
営農状況や気象状況に応じた効率的なポンプ運転にご協力をお願いします。

宮川用水土地改良区組合員（ポンプ管理者）のみなさまへ

節電・節水（ポンプ運転管理）への取り組みについてのお願い



電気料金高騰

（節電
・
節水）

①運転開始・停止時間の変更による時間短縮

「無効送水の削減」

ポンプ運転時間を前後約1時間程度短縮しながら運用

②気象状況や用水需要等に応じたきめ細かい運転管理

「節水による送水量の削減」

大雨時や連続した降雨が見込まれる場合にはポンプ停止操作を実施

③めりはり給水によるポンプ運転稼働率の抑制

「ポンプ運転稼働率の抑制」

給水開始・給水停止にめりはりをつけることで運転稼働率を抑制

●ため池等の地域内水源がある地域は優先的に利用をお願いします。

